


名 称	能美市墓地周辺整備事業補助金交付要綱（抜粋）
目 的	地区共有墓地の墓参環境向上のための整備に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるもの
<p>(交付基準)</p> <p>1. 補助は、墓参環境向上の整備をしようとする町会・町内会に対して、毎年度、予算の範囲内において行う。</p> <p>2. 整備をしようとする町会・町内会は、計画書を市に提出し、補助採択を受けなければならない。採択を受けた工事を実施しようとする町会・町内会は、工事着工前に補助申請書を市に提出しなければならない。</p> <p>(補助対象)</p> <p>1. 補助金の交付を受けることができる事業は次のとおりとする。</p> <p>(1) 整地事業</p> <p>(2) 外周土留、塀、植栽等の工事</p> <p>(3) 参道整備</p> <p>(4) その他特に必要と認めた工事</p> <p>(補助金額)</p> <p>1. 補助金の額は、用地費を除く補助対象工事費の30%以内とし、150万円を限度として単年度に限り交付する。</p> <p>2. 補助金の額は、100円未満を切り捨てるものとする。</p> <p>(事務担当)</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民生活部生活環境課（TEL：58-2217、場所：本庁舎2階）で担当する。</p>	
電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい	
<p>【URL】</p> <p>https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=1180</p>	<p>【QRコード】</p> 

※平成17年2月1日から施行